

海面漁業生産統計調査結果における用語等の解説

1. 漁業経営体

毎年1月1日から12月31日の間に海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいいます。

2. 海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいいます。

3. 漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含みます。ただし、次のものは除外しています。

- (1) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの
- (2) 沈没により滅失したもの
- (3) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類等）として採捕したもの
- (4) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの
- (5) 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしばん、ひとで類等）

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算しています。

4. 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。なお、海面養殖業には、海面において魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含みます。

5. 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいいます。